

税理士

---

2025年度 簿財横断  
無料体験冊子  
計算テキスト

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 000812 250679

HL25067



## 第1章 簿記論と財務諸表論の同時学習

---

第1節	簿記論と財務諸表論の共通点・相違点	2
1	簿記論と財務諸表論の概要	2
2	共通点と相違点	4
3	関連法規等の比較	9
第2節	財務諸表論の特徴	10
1	財務諸表	10
2	計算の出題内容	11

## 第2章 会社計算規則による計算書類

---

第1節	貸借対照表	14
1	貸借対照表の様式	14
2	流動項目と固定項目の分類基準	16
第2節	損益計算書	18
1	損益計算書の様式	18
第3節	株主資本等変動計算書	20
1	株主資本等変動計算書の様式	20
第4節	個別注記表	22
1	個別注記表の記載事項	22
2	重要な会計方針に係る事項に関する注記	23
3	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書に関する注記	24

## 第3章 簿記一巡の手続

---

第1節	簿記一巡の手続.....	28
1	簿記一巡の手続.....	28
第2節	大陸式簿記法と英米式簿記法.....	29
1	大陸式簿記法と英米式簿記法.....	29
第3節	開始手続.....	30
1	開始記入.....	30
2	再振替記入.....	31
	【設例1】開始手続.....	32
第4節	期中手続.....	34
1	期中手続.....	34
	【設例1】期中取引.....	35
第5節	決算手続.....	36
1	決算の概要.....	36
2	決算予備手続.....	38
3	決算本手続.....	40
4	決算報告手続.....	43
	【設例1】簿記一巡の手続.....	44
第6節	経過勘定等.....	56
1	経過勘定.....	56
2	収入印紙、郵便切手、消耗品等の記帳方法.....	71
	【設例1】前払費用①（通常のケース）.....	59
	【設例2】前払費用②（長期前払費用）.....	61
	【設例3】前受収益.....	63
	【設例4】未払費用.....	66
	【設例5】未収収益.....	69
	【設例6】収入印紙、郵便切手、消耗品等の記帳方法.....	72
第7節	精算表.....	73
1	精算表.....	73
	【設例1】精算表.....	74



## 第4章 現金預金

---

第1節	現金	78
1	現金の範囲	78
2	現金出納帳	81
3	現金過不足	82
4	小口現金	86
	【設例1】現金の範囲	79
	【設例2】現金勘定の帳簿残高の決算修正	80
	【設例3】現金過不足①（実際有高<帳簿残高）	83
	【設例4】現金過不足②（実際有高>帳簿残高）	84
	【設例5】現金過不足③（現金の決算修正）	85
第2節	預金	88
1	預金の範囲	88
2	当座預金	89
3	小切手	98
4	銀行勘定調整表	104
	【設例1】当座取引①（当座預金の増減）	91
	【設例2】当座取引②（小切手の振出）	92
	【設例3】振込手数料の取扱い	93
	【設例4】当座借越①（当座借越の記帳方法）	96
	【設例5】当座借越②（当座借越の表示）	97
	【設例6】未渡小切手	99
	【設例7】不渡小切手	101
	【設例8】先日付小切手	102
	【設例9】自己振出小切手	103
	【設例10】銀行勘定調整表	109
第3節	表示	112
1	表示	112
	【設例1】預金の表示	113

## 第5章 債権債務

---

第1節 売掛金・買掛金.....	116
1 売掛金・買掛金.....	116
2 クレジット売掛金.....	118
3 得意先元帳・仕入先元帳.....	120
【設例1】売掛金・買掛金.....	117
【設例2】クレジット売掛金.....	119
【設例3】得意先元帳.....	122
【設例4】仕入先元帳.....	123
第2節 手形取引.....	124
1 手形の分類.....	124
2 営業手形の処理.....	125
3 手形の裏書・割引.....	136
4 手形の更改.....	140
5 手形の不渡り.....	142
6 荷為替手形.....	146
7 手形記入帳.....	149
8 営業外手形.....	153
9 金融手形.....	154
10 手形の表示.....	155
【設例1】約束手形.....	127
【設例2】為替手形.....	130
【設例3】自己宛為替手形.....	133
【設例4】自己指図為替手形（自己受為替手形）.....	135
【設例5】裏書手形.....	137
【設例6】割引手形.....	139
【設例7】手形の更改.....	140
【設例8】不渡手形①（保有手形の不渡り）.....	144
【設例9】不渡手形②（裏書・割引手形の不渡り）.....	145
【設例10】荷為替手形.....	148
【設例11】受取手形記入帳.....	150
【設例12】支払手形記入帳.....	152
【設例13】営業外手形.....	153
【設例14】金融手形.....	154
【設例15】手形の表示.....	156

<b>第3節</b>	<b>その他の債権債務</b> .....	<b>158</b>
1	未収金（未収入金）・未払金 .....	158
2	前渡金（前払金）・前受金 .....	160
3	貸付金・借入金 .....	161
4	立替金・預り金 .....	162
5	仮払金・仮受金 .....	164
6	商品券・他店商品券 .....	166
7	電子記録債権・電子記録債務 .....	167
8	経過勘定項目 .....	169
9	未決算 .....	171
10	その他の債権債務の表示 .....	172
	【設例1】未収金・未払金 .....	159
	【設例2】前渡金・前受金 .....	160
	【設例3】貸付金・借入金 .....	161
	【設例4】立替金 .....	163
	【設例5】預り金 .....	163
	【設例6】仮払金 .....	165
	【設例7】仮受金 .....	165
	【設例8】商品券・他店商品券 .....	166
	【設例9】電子記録債権・電子記録債務 .....	167
	【設例10】火災未決算 .....	171
	【設例11】その他の債権債務の表示 .....	174
<b>第4節</b>	<b>関係会社・役員に対する金銭債権債務</b> .....	<b>176</b>
1	関係会社の範囲 .....	176
2	関係会社に対する金銭債権債務の表示 .....	177
3	関係会社との取引高の注記 .....	179
4	役員に対する金銭債権債務の注記 .....	180
	【設例1】関係会社・役員に対する金銭債権債務 .....	181
<b>第5節</b>	<b>貸倒れと貸倒引当金</b> .....	<b>184</b>
1	貸倒れ .....	184
2	貸倒引当金の処理 .....	185
3	債権の区分（一般債権・貸倒懸念債権・破産更生債権等） .....	199
4	貸倒引当金の表示と注記 .....	212

【設例 1】 貸倒れ .....	184
【設例 2】 貸倒引当金—当初計上時の会計処理 .....	190
【設例 3】 貸倒引当金—翌期以降の会計処理①（基本的なケース） .....	192
【設例 4】 貸倒引当金—翌期以降の会計処理②（繰入と戻入） .....	193
【設例 5】 貸倒時の会計処理①（貸倒額 ≤ 貸倒引当金残高） .....	194
【設例 6】 貸倒時の会計処理②（貸倒額 > 貸倒引当金残高） .....	194
【設例 7】 直接減額後（貸倒処理後）の回収 .....	195
【設例 8】 貸倒引当金の設定対象①（営業債権と営業外債権の区分計上） ...	196
【設例 9】 貸倒引当金の設定対象②（貸倒引当金繰入額の按分） .....	197
【設例 10】 貸倒引当金の設定対象③（相殺適状） .....	198
【設例 11】 一般債権 .....	201
【設例 12】 貸倒懸念債権—財務内容評価法 .....	204
【設例 13】 貸倒懸念債権—キャッシュ・フロー見積法 .....	205
【設例 14】 破産更生債権等 .....	208
【設例 15】 貸倒引当金の計上（総合問題） .....	209
【設例 16】 貸倒引当金の表示 .....	213
<b>第 6 節 表示と注記 .....</b>	<b>216</b>
1 表 示 .....	216
2 注 記 .....	220

## 第 6 章 一般商品売買

---

<b>第 1 節 商品売買の記帳方法 .....</b>	<b>222</b>
1 商品売買の記帳方法 .....	222
2 分記法 .....	223
3 総記法 .....	226
4 三分法（三分割法） .....	230
5 売上原価対立法 .....	233
【設例 1】 商品売買の記帳①（分記法） .....	224
【設例 2】 商品売買の記帳②（総記法） .....	227
【設例 3】 商品売買の記帳③（三分法） .....	231
【設例 4】 商品売買の記帳④（売上原価対立法） .....	234
【設例 5】 商品売買の記帳⑤（まとめ） .....	236
【設例 6】 財務諸表の作成①（分記法） .....	238
【設例 7】 財務諸表の作成②（総記法） .....	239
【設例 8】 財務諸表の作成③（三分法） .....	241
【設例 9】 財務諸表の作成④（売上原価対立法） .....	242

<b>第2節</b>	<b>返品・値引・割戻・現金割引</b>	<b>244</b>
1	返品	244
2	値引・割戻	247
3	現金割引	255
	【設例1】仕入戻し	245
	【設例2】売上戻り	246
	【設例3】仕入値引・割戻	248
	【設例4】売上値引・割戻	249
	【設例5】商品売買の記帳方法（返品・値引・割戻があるケース）	250
	【設例6】現金割引	255
<b>第3節</b>	<b>諸掛</b>	<b>256</b>
1	諸掛の意義	256
2	仕入諸掛	257
3	売上諸掛	261
	【設例1】仕入諸掛①	258
	【設例2】仕入諸掛②	260
	【設例3】売上諸掛	261
<b>第4節</b>	<b>原価率等</b>	<b>262</b>
1	原価率・利益率・付加利益率	262
2	受験上の原価率等	266
	【設例1】原価率等を用いた問題①（三分法）	263
	【設例2】原価率等を用いた問題②（分記法）	264
	【設例3】原価率等を用いた問題③（総記法）	265
	【設例4】原価率等を用いた問題④（三分法）	267
	【設例5】原価率等を用いた問題⑤（分記法）	268
	【設例6】原価率等を用いた問題⑥（総記法）	269
<b>第5節</b>	<b>棚卸資産の費用配分</b>	<b>270</b>
1	棚卸資産の費用配分	270
2	数量計算	271
3	単価計算	273
4	商品売買に関する補助簿	277
	【設例1】継続記録法と棚卸計算法	272
	【設例2】棚卸資産の単価計算	274
	【設例3】商品有高帳	280

<b>第6節</b>	<b>期末商品の評価</b> .....	<b>282</b>
1	期末帳簿棚卸高の修正.....	282
2	棚卸減耗.....	284
3	期末商品の評価（収益性の低下に基づく簿価切下げ）.....	287
4	売価還元法による期末商品の評価.....	296
	【設例1】棚卸減耗.....	285
	【設例2】収益性の低下に基づく簿価切下げ.....	290
	【設例3】期末商品の評価.....	292
	【設例4】前期に計上した簿価切下額の戻入れ.....	294
	【設例5】売価還元法.....	298
	【設例6】売価還元法と収益性の低下に基づく簿価切下げ.....	304
<b>第7節</b>	<b>表示と注記</b> .....	<b>313</b>
1	表示.....	313
2	他勘定振替高.....	315
3	注記.....	318
	【設例1】他勘定振替高.....	316

## 巻末資料

---

1	割引現在価値等.....	319
2	現価係数表・年金現価係数表.....	324

# はじめに～学習開始にあたってお願いしたいこと

2025年度簿財横断講座（第75回税理士試験合格目標）の開講にあたり、受講される皆さんには次の点をお願いします。

## 1. 計算の復習が重要であることを認識する

簿財横断講座は、1回の受験で簿記論と財務諸表論の同時合格を目指す講座です。簿記論では計算問題のみが出題されますが、財務諸表論でも配点の半分以上が計算問題ですので、同時合格のためには計算を攻略することが必須です。その計算問題では「数値」が問われるのですが、これは講義で会計処理を理解するだけで解答可能なものではなく、その理解を土台として問いに答える練習、すなわち問題演習を復習として十分に行うことで、ようやく解答可能となるものです。そこで、講義受講後は次回講義までに、①講義内容の復習、②該当箇所についてのテキスト設例の確認、③問題集の問題演習を必ず行うようにしてください。また、学習すべき範囲は広く、分量も膨大ですので、十分に復習した論点でも、しばらく時間が経てば必ず忘れます。したがって、一定の期間をおいた後（1ヵ月後など）の復習も、必ず行うようにして下さい。

そして、毎日、1時間でも構いませんから、机に向かう習慣をつけ、問題演習に取り組んで下さい。長丁場の戦いですので、日々の小さな積み重ねが、後で大きくものをいうのです。

## 2. 受講は計画的に進める

税理士試験は仕事と並行して学習される社会人受験生が多く、これから勉強時間が思うように確保できない時期もあると思います。しかし、一度受講のペースが乱れると、未受講の講義やテストがあつという間に溜まってしまい、学習計画の見直しが必要になります。そこで、できる限りカリキュラム通りに受講し、次回までにしっかり復習をするということが「当たり前」になるよう、まずは週単位での計画を立て、実行しましょう。とくに、簿財横断講座では、優先性の高い項目から段階的に学習できるカリキュラムとなっていますので、受講の継続を通じて成果（合格）の確実性が高まっていくものと心得、粘り強く学習を進めてください。

## 3. 合格への想いを忘れない

皆さんはそれぞれ何らかの強い想いを持って税理士試験の勉強を始められたことと思います。独立開業したいから、資格が欲しいから、税務・会計の専門知識を学びたいから、仕事上の必要性、自己実現の一環、その他にも様々な動機があると思いますが、それらはすべて皆さんにとって正しい動機であり、苦しいときには皆さん自身を机に向かわせる唯一の原動力になるものです。勉強が辛くなったら、税理士試験への挑戦を決意したときの気持ちを思い出してみてください。この試験は、天才型ではなく努力型の人の方が合格を勝ち取っていきます。初心を忘れず努力を継続することが、合格のために一番必要なことなのです。

本講座は講義60回・実力確認テスト8回の長丁場です。難関国家試験である税理士5科目のうち2科目を一度に合格してしまおうという特別な講座ですが、絶対に合格するんだという強い気持ちを持って、普通に講義を受講し、普通に復習を行えば、必ず合格できます。皆さんの税理士試験へのチャレンジが幸せな結末を迎えられるよう、最後まで頑張って勉強を継続しましょう。

L E C 税理士講座

## 注意事項等

### 1. 受講に必要なものは次のとおりです。

- ・テキスト（該当講義で使用するもの）
- ・パワーポイント画面集（板書ノート代わり）
- ・個別問題集（講義において必要に応じて使用する）
- ・筆記用具（シャープペン、蛍光ペンなど。黒または青のボールペンまたは万年筆は必携）
- ・電卓（下記2参照）

### 2. 電卓は各自用意して下さい。なお、留意事項は次のとおりです。

- ・12桁以上ある、操作しやすいものを選んで下さい。
- ・大きさは26cm×18cm以下のものです。小さすぎる電卓は早打ちができませんし、大きすぎる電卓は本試験では使用が認められません。葉書程度の大きさのものがおすすめです。
- ・関数まで使用可能な「関数電卓」は、本試験では使用が認められません。シンプルな機能を持った電卓を用意して下さい。
- ・本試験で使用が認められる特殊なキーは、**%**、**√**、**税込**、**税抜**などです。また、メモリーキー（**M+**など）もあると便利です。

### 3. 実務に従事されている方は、実務経験による先入観が学習の妨げとなることがありますので注意して下さい。

これから学習するのは、受験上の学問としての簿記論と財務諸表論です。これらは理論的な側面を重視するため、会計処理について実務と取扱が異なる箇所が少なからずあります。また、簿記論と財務諸表論では、種々の会計基準等の内容を学習しますが、市井の会計事務所・税理士法人等が顧問先として抱える中小企業では、これらの会計基準をすべて適用して適正な財務諸表が作成されているわけではありません。したがって、特に会計事務所・税理士法人等で記帳代行業務などに従事されている方は、関わっている身近な会社をイメージして学習すると、正しい理解につながらないことがあります。簿記論と財務諸表論の学習は、上場している大企業をイメージして理解する必要があります。

### 4. 例年の税理士試験のスケジュールは、次のとおりです。

- ・願書配布：4月中旬～5月上旬
- ・受験申込：5月上旬（第74回税理士試験は2024年4月22日～5月10日の予定）
- ・試験日：8月上旬（第74回税理士試験は2024年8月6日～8月8日の予定）
- ・合格発表：11月末

なお、簿記論と財務諸表論は例年初日に行われており、簿記論は午前9時から2時間、財務諸表論は午後0時30分から2時間で実施されています。

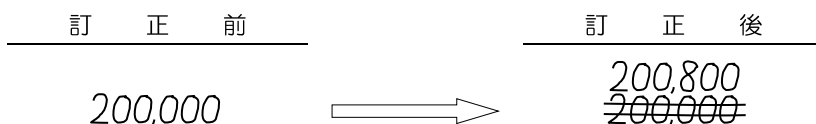
### 5. 出願等に当たったの留意事項は次のとおりです。

- ・受験資格の確認を早めに行って下さい。受験資格に関する照会は、最寄りの国税局または国税庁内の国税審議会へお問い合わせ下さい。
- ・受験の申込手続は、受験者本人による個人申込のみです。団体申込はありませんので注意して下さい。
- ・税理士試験に関する受験案内、Q&Aなどは、国税庁のホームページ内に掲載されています。国税庁のホームページ内（税理士試験情報のページ）には、受験資格に関する説明や過去の税理士試験の試験結果（受験者数、合格率など）、過去の出題に関する講評等も掲載されています。

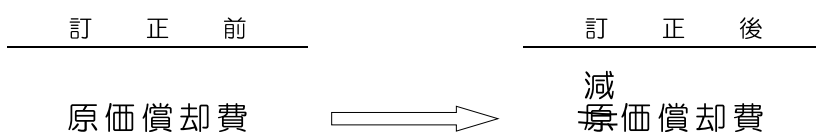


6. 本試験の答案作成には、黒または青のインキの筆記具（ボールペンなど）の使用のみが認められており、鉛筆や消せるボールペン等の修正可能な筆記具の使用は不可となっています。修正液または修正テープの使用は認められていますが、修正液等を用いることが必ずしも実践的に最適な訂正手法であるとは限りません。そこで、修正液等を用いない場合の訂正方法として、下記に代表的な事例を示しておきます。いずれにせよ、試験では丁寧な答案作成を心掛けて下さい。

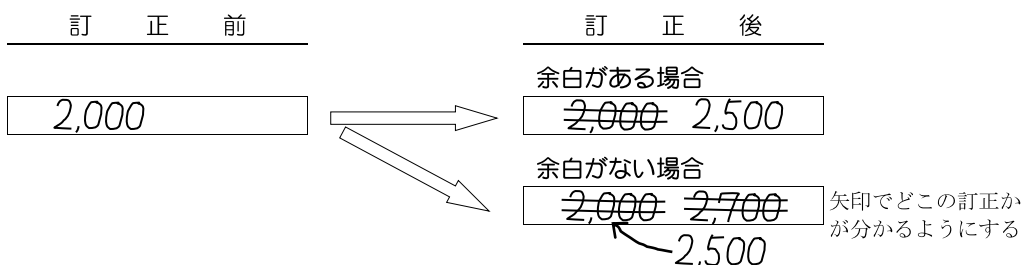
(1) 数値の訂正（数値全体を二重線で訂正する）



(2) 語句の訂正（該当文字のみを二重線で訂正する）



(3) 答案用紙の枠内の訂正



\* ただし、枠外に書いたものは採点されない可能性がある（枠外は極力避ける。）。

(4) 直線の取消し



7. 答案提出にあたっての注意事項

税理士講座で実施する試験・演習では、本試験と同様にすべての答案をペン書きで作成していただきます。ペン書きに早く慣れるよう日頃から心掛けて下さい（税理士講座では、鉛筆書きの答案提出は一切受けません）。



# 第 1 章 簿記論と財務諸表論の同時学習

## 第1節 簿記論と財務諸表論の共通点・相違点

### 目次

- 1 簿記論と財務諸表論の概要
- 2 共通点と相違点
- 3 関連法規等の比較

### 1 簿記論と財務諸表論の概要

国税審議会から交付されている税理士試験受験案内によれば、会計学に属する2科目（簿記論と財務諸表論）の出題範囲は、次のとおりである。

会 計 学	
簿 記 論	財 務 諸 表 論
複式簿記の原理、その記帳・計算及び帳簿組織、商業簿記のほか工業簿記を含む。ただし、原価計算を除く。	会計原理、企業会計原則、企業会計の諸基準、会社法中計算等に関する規定、会社計算規則（ただし、特定の事業を行う会社についての特例を除く）、財務諸表等の用語・様式及び作成方法に関する規則、連結財務諸表の用語・様式及び作成方法に関する規則

#### (1) 簿記論の概要

簿記論では、簿記の原理、記帳、計算等を学習する。すなわち、企業における様々な取引をどのように計算し、どのように記帳し、どのように集計するのかを学習するのが簿記論である。簿記論の学習対象は、会計基準等に表示されているものだけではなく、商品売買の各種処理方法など、古くからの基本書等に記載されているものも含まれる。

#### (2) 財務諸表論の概要

財務諸表論（「財表」と略すことが多い）では、会計原理、会計原則、会計基準等の理論を学習するほか、ルールに基づいた外部公表用の財務諸表の作成に係る計算も学習する。したがって、財務諸表論では、企業会計に関する理論と財務諸表の作成に関する計算の両面を学習することになる。

なお、本試験で問われる理論は、長文による自説の主張・展開などではなく、会計の原理・原則・基準等に関する基礎理論・応用理論であり、最近の理論問題の出題傾向としては、文章の穴埋めや数行程度の記述を要求する問題が多くなっている。

## (3) 本試験の出題概要

## ① 出題形式と時間配分

本試験の問題は、簿記論・財務諸表論ともに3問形式である。簿記論は3問すべてが計算問題であるが、財務諸表論は2問の理論問題と1問の計算問題で構成されている。

簿記論		財務諸表論	
問題 (配点)	内容 (時間配分)	問題 (配点)	内容 (時間配分)
第一問 (25点)	計算 (30分)	第一問 (25点)	理論 (40～45分)
第二問 (25点)	計算 (30分)	第二問 (25点)	
第三問 (50点)	計算 (60分)	第三問 (50点)	計算 (75～80分)

## ② 近年の特徴

## 1) 簿記論

第一問と第二問は大学教授による出題、第三問は実務家（税理士・公認会計士）による出題である。制限時間2時間に対して3時間分の分量が出題されていると言われている。

## 2) 財務諸表論

第一問と第二問は大学教授による理論問題の出題、第三問は実務家（税理士・公認会計士）による計算問題の出題である。第三問を解答するだけで2時間弱はかかると言われている。

	簿記論	財務諸表論
第一問	商品売買、純資産会計、本支店会計、減損会計、リース会計など、ある一つのテーマに絞り込んだ個別問題が第一問	文章中の語句の穴埋めや1行～5行程度の記述問題が中心である。
第二問	第二問ともに各2～4問程度出題される。	内容としては、伝統的な会計理論と新会計基準に係る理論のいずれも出題される。
第三問	略式財務諸表や決算整理後残高試算表などを作成する総合問題が主に主に出題される。資料は、実務的要素が加えられたものであり、問題の分量は非常に多い。	会社法及び会社計算規則に準拠した貸借対照表と損益計算書の作成問題が出題される。構造的には、商業または製造業であり、実務的内容が織込まれる。

## 📌 ワンポイント

実際の合格点は両科目とも決して高くはないため、**そもそも完全解答を目指す必要はない**。満点や高得点を目指すのではなく、合格点を取ることを目指すべきといえる。

## 2 共通点と相違点

### (1) 共通点

簿記論と財務諸表論は、それぞれ「会計学」の一分野であり、いずれも財務会計に関する学習分野として、財務諸表の作成を共通の目的としている。簿記論では、財務諸表の作成のために行う計算や記帳を中心に学習し、財務諸表論ではその会計処理の理論的な背景、そして外部公表用の財務諸表の作成に関するルールを学習する。すなわち、両者は同じ地点に目的が存在する科目である。

### (2) 相違点

#### ① 理論の比重

簿記論と財務諸表論では、理論学習の比重が大きく異なる。すなわち、簿記論においては、会計処理を理解するために理論があるのに対して、財務諸表論においては、理論そのものが本試験で直接問われるのである。

#### ② 計算の内容

簿記論では、財務諸表の作成と直接的には結びつかないものも含めて、様々な帳簿上の処理方法が出題される。例えば、商品売買の問題では、一般的に用いられている三分法のほか、分記法、総記法、売上原価対立法などの処理方法も出題される。これに対して、財務諸表論で出題されるのは、そのほとんどが財務諸表の作成に直接結びつく処理方法のみであるため、商品売買の記帳は三分法が通常である。

なお、次のように、簿記論のみの学習項目や財務諸表論のみの学習項目も存在する。

簿記論のみ	財務諸表論のみ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簿記一巡の手続（帳簿）</li> <li>・ 帳簿組織</li> <li>・ 推定問題</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社計算規則</li> <li>・ 財務諸表等規則</li> <li>・ 分配可能額</li> <li>・ 財務諸表の注記</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## ③ 計算の出題形式

簿記論では、多種多様な形式の問題が出題される。すなわち、資料の与え方や解答として作成を要求されるものに様々なものがあり、出題の形式にも様々な工夫が凝らされている。これに対して、財務諸表論では、ほぼ一定のパターンの問題が出題される。すなわち、財務諸表を作成するための決算手続を問う問題が出題されるのである。

簿記論	問題文の資料	解答として要求されるもの
	① 期首残高試算表・ 期中取引・決算整理事項 ② 2月末残高試算表・ 期中取引・決算整理事項 ③ 決算整理前残高試算表・ 決算整理事項	(a) 勘定記入 (b) 決算整理後残高試算表 (c) 損益勘定・残高勘定 (d) 精算表 (e) 財務諸表
その他の出題形式		
	④ 逆進問題 ⑤ 推定問題	
財務諸表論	問題文の資料	解答として要求されるもの
	決算整理前残高試算表・ 決算整理事項	財務諸表

## ④ 計算での使用科目

簿記論で使用する科目は、帳簿上用いられる科目であり、「勘定科目」や「帳簿上の科目」などと呼ばれる。これに対し、財務諸表論で使用する科目は、財務諸表に記載される科目であり、「表示科目」と呼ばれる。

「勘定科目」と「表示科目」は、次の例のように必ずしも一致しない。

簿記論で使用する科目	財務諸表論で使用する科目
簿記論で使用する科目は、企業の総勘定元帳に設けられる <u>勘定科目</u> である。これには、実務において長年広く使用されてきた科目や、会計基準等で新たに定められた科目がある。 本試験では、解答に必要な科目は資料に与えられた試算表等の科目の中から選ぶが、答案用紙に必要な科目が予め印刷されていることも多い。	財務諸表論で使用する科目は、外部公表用の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）に記載される <u>表示科目</u> である。ほとんどの場合、会社計算規則で定められたものを使用する。 本試験では、大半の科目は答案用紙に印刷済みであるが、自分で追加記入する場合もある。
現 金	現金及び預金
当 座 預 金	
借 入 金	短期借入金
	長期借入金
前 払 保 険 料	前 払 費 用
未 払 利 息	未 払 費 用

簿記論と財務諸表論における「解答上の仕訳」の違い

取引例：売掛金10,000円を現金で回収した

簿記論：	(借) 現金	10,000	(貸) 売掛金	10,000
財務諸表論：	(借) 現金及び預金	10,000	(貸) 売掛金	10,000

簿記論の場合、解答上の仕訳で用いる科目は、企業において帳簿上用いられる勘定科目であり、受験上は問題文に資料として与えられた試算表等に記載されたものと同一のものを使用しなければならない。すなわち、帳簿上用いられる勘定科目は企業によって異なるため、試算表に「現金」ではなく「現金預金」と記載されていれば、「現金預金」として解答することになる。このように、問題によって使用する科目が異なるため、臨機応変に対処する必要があるが、試算表のない問題や用いる科目の指示のない問題で仕訳を問われた場合には、一般的な勘定科目で解答すればよい。

一方、財務諸表論の場合、会社計算規則に準拠した財務諸表の作成が問われるため、解答上の仕訳で用いる科目は、財務諸表に記載される表示科目であり、受験上もほぼ一律の科目を使用する。財務諸表に記載される表示科目は、会社計算規則で定められたものでなければならないからである。

#### ⑤ 計算での財務諸表の形式

簿記論と財務諸表論では、財務諸表（貸借対照表・損益計算書）を作成する問題について、それぞれに要求される厳密さの度合いが大きく異なる。すなわち、財務諸表論では、会社計算規則に基づき、ルールに従った厳密な表示科目や表示区分によって作成しなければならないのに対し、簿記論では、表示区分が全くないものや、帳簿上の勘定科目をそのまま使用したものなど、いわゆる略式で作成するものが多いという違いがある。



## 【例1】損益計算書

簿記論では、区分のない勘定式の損益計算書を作成することが多い。

損益計算書		(単位：千円)	
期首商品棚卸高	×××	売上高	×××
当期商品仕入高	×××	期末商品棚卸高	×××
販売費	×××	受取配当金	×××
一般管理費	×××	:	
支払利息	×××		
:			
法人税等	×××		
当期純利益	×××		×××
	×××		×××

財務諸表論では、会社計算規則に準拠した様式で作成する。

損益計算書		(単位：千円)	
自 ×年×月×日			
L株式会社		至 ×年×月×日	

科 目	金 額	
売上高		×××
売上原価		×××
売上総利益		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××
営業外収益		×××
:	×××	×××
営業外費用		×××
:	×××	×××
経常利益		×××
特別利益		×××
:	×××	×××
特別損失		×××
:	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税		×××
法人税等調整額		×××
当期純利益		×××

【例2】貸借対照表

簿記論では、区分のない勘定式の貸借対照表を作成することが多い。

貸借対照表		(単位：千円)	
現金預金	×××	支払手形	×××
売掛金	×××	貸倒引当金	×××
有価証券	×××	減価償却累計額	×××
商品	×××	資本金	×××
建物	×××	資本準備金	×××
備品	×××	利益準備金	×××
のれん	×××	別途積立金	×××
投資有価証券	×××	繰越利益剰余金	×××
	×××		×××

財務諸表論では、会社計算規則に準拠した様式で作成する。

貸借対照表

L株式会社 ×年×月×日現在 (単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	( ×××	流動負債	( ×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
売掛金	×××	：	
：		固定負債	( ×××
固定資産	( ×××	長期借入金	×××
有形固定資産	( ×××	：	
建物	×××	負債合計	×××
：		純資産の部	
無形固定資産	( ×××	株主資本	( ×××
のれん	×××	資本金	×××
：		資本剰余金	( ×××
投資その他の資産	( ×××	：	
投資有価証券	×××	利益剰余金	( ×××
：		：	
繰延資産	( ×××	自己株式	△ ×××
：		：	
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債及び純資産合計	×××

### 3 関連法規等の比較

簿記論と財務諸表論のそれぞれに関連する法規等の主なものは、次のとおりである。

簿記論	財務諸表論
(1) 企業会計原則	(1) 企業会計原則
(2) 企業会計原則注解	(2) 企業会計原則注解
(3) 外貨建取引等会計処理基準	(3) 外貨建取引等会計処理基準
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	(4) 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準
(5) 研究開発費等に係る会計基準	(5) 研究開発費等に係る会計基準
(6) 税効果会計に係る会計基準	(6) 税効果会計に係る会計基準
(7) 固定資産の減損に係る会計基準	(7) 固定資産の減損に係る会計基準
(8) 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準	(8) 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
(9) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	(9) 1株当たり当期純利益に関する会計基準
(10) 株主資本等変動計算書に関する会計基準	(10) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
(11) 事業分離等に関する会計基準	(11) 株主資本等変動計算書に関する会計基準
(12) ストック・オプション等に関する会計基準	(12) 事業分離等に関する会計基準
(13) 棚卸資産の評価に関する会計基準	(13) ストック・オプション等に関する会計基準
(14) 金融商品に関する会計基準	(14) 棚卸資産の評価に関する会計基準
(15) リース取引に関する会計基準	(15) 金融商品に関する会計基準
(16) 資産除去債務に関する会計基準	(16) リース取引に関する会計基準
(17) 企業結合に関する会計基準	(17) 資産除去債務に関する会計基準
(18) 連結財務諸表に関する会計基準	(18) 企業結合に関する会計基準
(19) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	(19) 連結財務諸表に関する会計基準
(20) 包括利益の表示に関する会計基準	(20) 四半期財務諸表に関する会計基準
(21) 退職給付に関する会計基準	(21) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準
(22) 収益認識に関する会計基準	(22) 包括利益の表示に関する会計基準
(23) 会社法	(23) 退職給付に関する会計基準
(24) 会社計算規則	(24) 収益認識に関する会計基準
(25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（財務諸表等規則）	(25) 討議資料 財務会計の概念フレームワーク
(26) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）	(26) 企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 第三 有形固定資産の減価償却について 第四 棚卸資産の評価について 第五 繰延資産について
	(27) 会社法
	(28) 会社法施行規則
	(29) 会社計算規則
	(30) 電子公告規則
	(31) 財務諸表等規則
	(32) 財務諸表等規則ガイドライン

計算の学習では、上記を根拠とした計算や仕訳及び表示を学習し、理論の学習では、上記の意義や考え方などを学習する。

## 第2節 財務諸表論の特徴

### 目次

- 1 財務諸表
- 2 計算の出題内容

#### !! 注意

本テキストでは、損益計算書や貸借対照表などの財務報告書類について、会社法における開示書類であることを強調する場合にのみ「計算書類」という表現を用い、それ以外の場合には、これら書類の一般的な総称という意味での「財務諸表」という表現を用いている。

#### 用語解説

##### ★1 投資家

一般的には市場で資産運用をする者(個人・法人等)を意味する。例えば、株式市場で株式売買する者は投資家であるが、現に売買を行っている者のみならず、これから売買をしようとする者も投資家である。

### 1 財務諸表

財務諸表とは、企業外部の利害関係者に対して、企業の財政状態及び経営成績等を報告するため、通常、年1回、会社の経営者によって作成される報告書のことをいう(会社法上は計算書類という)。

会社法では、全ての株式会社は各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成し、これら(附属明細書を除く)を株主総会に提出し、株主の承認を受けなければならないとされている。

また、上記の会社のうち上場会社などの一定の会社については、金融商品取引法の適用も受けることとなり、この場合には、財務諸表を内閣総理大臣へも提出する必要がある。

なお、会社法における計算書類は「会社計算規則」に定められた形式に従って作成され、金融商品取引法における財務諸表は「財務諸表等規則」に定められた形式に従って作成されることになる。

	会社法会計	金融商品取引法会計
趣 旨	債権者保護、株主保護、両者の利害調整	投資家★1保護
対 象	すべての会社	上場会社など一部の企業
処 理	会社法の計算に関する規定 会社法施行規則 会社計算規則	企業会計原則及びその他の会計基準
表 示	会社計算規則	財務諸表等規則 連結財務諸表規則
個別財務諸表の体系	① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書 ④ 個別注記表 ⑤ 事業報告(注) ⑥ 附属明細書(注)	① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書 ④ キャッシュ・フロー計算書 ⑤ 附属明細表
開示方法	① 直接開示(株主総会に提出) ② 間接開示(本店等に備置き、株主・債権者に閲覧) ③ 公告(官報、日刊新聞紙、電子公告等)	有価証券報告書・四半期報告書 (内閣総理大臣に提出)

(注) 会社法上の個別計算書類は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表だけであり、事業報告と附属明細書は計算書類には該当しないため、それを含めたものを計算書類等としている。

## 2 計算の出題内容

財務諸表論の計算問題は、「会社法」及び「会社計算規則」に基づいた貸借対照表・損益計算書の作成問題を中心に出题されている。その理由は次の2つである。

第一に、税理士が実際に関与する企業の多くが中小企業であり、経理の公開については、もっぱら会社法規定が適用されるためである。

第二に、会社の法人税の申告書は、株主総会の承認を経て確定した計算書類を基礎にして、これに必要な税務調整を加えて作成されるが、株主総会に提出される計算書類は「会社法」及び「会社計算規則」に基づいて作成しなければならないためである。

したがって、「会社法」の計算規定と「会社計算規則」の重要な規定を理解し、これらに基づく計算書類の作成技術を身につけなければならないが、「会社法」と「会社計算規則」では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・その他の企業会計の基準に従うものとしているため、会計処理自体は会社法会計と金融商品取引法会計で異なることなく、いずれも会計基準等にしながら行われる。すなわち、両者の違いは形式面のみであり、税理士試験の財務諸表論では「会社計算規則」に基づく計算書類の形式を主に学習することになる。

	根拠条文	規定内容
会社法会計	会社法 第431条	株式会社の会計は、 <u>一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする</u>
	会社計算規則 第3条	用語の解釈及び規定の適用に関しては、 <u>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない</u>
金融商品取引法 会計	財務諸表等規則 第1条	この規則において定めのない事項については、 <u>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする</u>



会計処理自体は、会社法会計と  
金融商品取引法会計で異なるない

### ワンポイント

税理士が実際に関与する企業の多くが中小企業であるが、会計基準等の内容を網羅的に学習するためには、学習上は上場している大企業をイメージしなければならない。

MEMO

Handwriting practice area with horizontal dotted lines.

## 第2章 会社計算規則による計算書類

## 第1節 貸借対照表

### 目次

- 1 貸借対照表の様式
- 2 流動項目と固定項目の分類基準

### 学習のポイント

貸借対照表は、企業の財政状態を外部へ報告する計算書類であり、簿記論・財務諸表論ともにその作成能力が求められます。本節では、会社計算規則に基づく貸借対照表の様式を紹介します。ここでは大雑把に概要をつかんで下さい。

#### □基準

会社計算規則 第73条～76条

#### 📌 ワンポイント

貸借対照表は英語ではBalance Sheetであり、一般的にB/Sと略される。

#### 📌 ワンポイント

貸借対照表の様式については、勘定式と報告式があり、勘定式については金額欄が一行の場合と二列の場合がある。税理士試験での出題形式は、勘定式による一行の場合がほとんどであるが、貸倒引当金や減価償却累計額を科目別に表示する場合は二列となる。また、過去の出題(財務諸表論)では、借方側が二列で貸方側が一行といった変則的な様式も見られる。

#### 📌 ワンポイント

マイナス項目には金額の前に△が付される。貸倒引当金、減価償却累計額、自己株式は必ず△が付される。また、その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益が借方残高となる場合、その他利益剰余金または繰越利益剰余金の金額が負の値となる場合にも△が付される。

## 1 貸借対照表の様式 A

### (1) 金額欄を一行で表示する様式

L株式会社		貸借対照表 ×年×月×日現在		(単位：千円)
科 目	金 額	科 目	金 額	
資 産 の 部		負 債 の 部		
流 動 資 産	( ××× )	流 動 負 債	( ××× )	
現金及び預金	×××	支払手形	×××	
受取手形	×××	買掛金	×××	
売掛金	×××	短期借入金	×××	
有価証券	×××	未払金	×××	
商品	×××	未払費用	×××	
前渡金	×××	未払法人税等	×××	
前払費用	×××	未払消費税等	×××	
未収収益	×××	前受金	×××	
貸倒引当金	△ ×××	預り金	×××	
固 定 資 産	( ××× )	固 定 負 債	( ××× )	
有形固定資産	( ××× )	社 債	×××	
建物	×××	長期借入金	×××	
車両運搬具	×××	退職給付引当金	×××	
器具備品	×××	負債合計	×××	
土地	×××	純 資 産 の 部		
減価償却累計額	△ ×××	株 主 資 本	( ××× )	
無形固定資産	( ××× )	資 本 金	×××	
借地権	×××	資 本 剰 余 金	( ××× )	
のれん	×××	資 本 準 備 金	×××	
投資その他の資産	( ××× )	その他資本剰余金	×××	
投資有価証券	×××	利 益 剰 余 金	( ××× )	
関係会社株式	×××	利 益 準 備 金	×××	
長期貸付金	×××	その他利益剰余金	( ××× )	
長期前払費用	×××	別 途 積 立 金	×××	
繰延税金資産	×××	繰越利益剰余金	×××	
貸倒引当金	△ ×××	自 己 株 式	△ ×××	
繰 延 資 産	( ××× )	評 価 ・ 換 算 差 額 等	( ××× )	
株式交付費	×××	その他有価証券評価差額金	(△) ×××	
社債発行費	×××	繰延ヘッジ損益	(△) ×××	
		新株予約権	×××	
		純資産合計	×××	
資 産 合 計	×××	負債及び純資産合計	×××	



## (2) 金額欄を二列で表示する様式

## 貸借対照表

L株式会社

×年×月×日現在

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産			流 動 負 債		
現金及び預金		×××	支払手形		×××
受取手形	×××		買掛金		×××
貸倒引当金	△ ×××	×××	短期借入金		×××
売掛金	×××		未払金		×××
貸倒引当金	△ ×××	×××	未払費用		×××
有価証券		×××	未払法人税等		×××
商品		×××	未払消費税等		×××
前渡金		×××	前受金		×××
前払費用		×××	預り金		×××
未収収益		×××	流動負債合計		×××
流動資産合計		×××	固 定 負 債		
固 定 資 産			社 債		×××
有形固定資産			長期借入金		×××
建物	×××		退職給付引当金		×××
減価償却累計額	△ ×××	×××	固定負債合計		×××
車両運搬具	×××		負 債 合 計		×××
減価償却累計額	△ ×××	×××	純 資 産 の 部		
器具備品	×××		株 主 資 本		
減価償却累計額	△ ×××	×××	資 本 金		×××
土地		×××	資 本 剰 余 金		
有形固定資産合計		×××	資本準備金	×××	
無形固定資産			その他資本剰余金	×××	
借地権		×××	資本剰余金合計		×××
のれん		×××	利 益 剰 余 金		
無形固定資産合計		×××	利益準備金	×××	
投資その他の資産			その他利益剰余金		
投資有価証券		×××	別途積立金	×××	
関係会社株式		×××	繰越利益剰余金	×××	
長期貸付金	×××		利益剰余金合計		×××
貸倒引当金	△ ×××	×××	自 己 株 式		△ ×××
長期前払費用		×××	株主資本合計		×××
繰延税金資産		×××	評価・換算差額等		
投資その他の資産合計		×××	その他有価証券評価差額金		(△) ×××
固定資産合計		×××	繰延ヘッジ損益		(△) ×××
繰 延 資 産			評価・換算差額等合計		×××
株式交付費		×××	新株予約権		×××
社債発行費		×××			
繰延資産合計		×××	純 資 産 合 計		×××
資 産 合 計		×××	負 債 及 び 純 資 産 合 計		×××

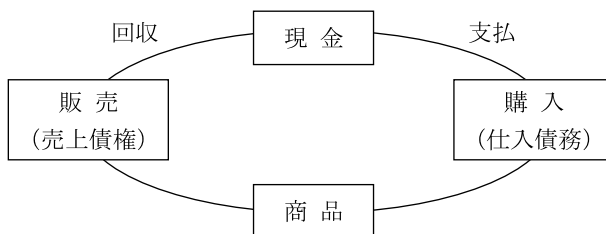
## 2 流動項目と固定項目の分類基準 A RANK

貸借対照表上、資産及び負債を流動項目と固定項目に分類する基準には、次の2つがある。

### (1) 正常営業循環基準

正常営業循環基準：正常な営業活動の循環過程にある項目を流動項目とする基準

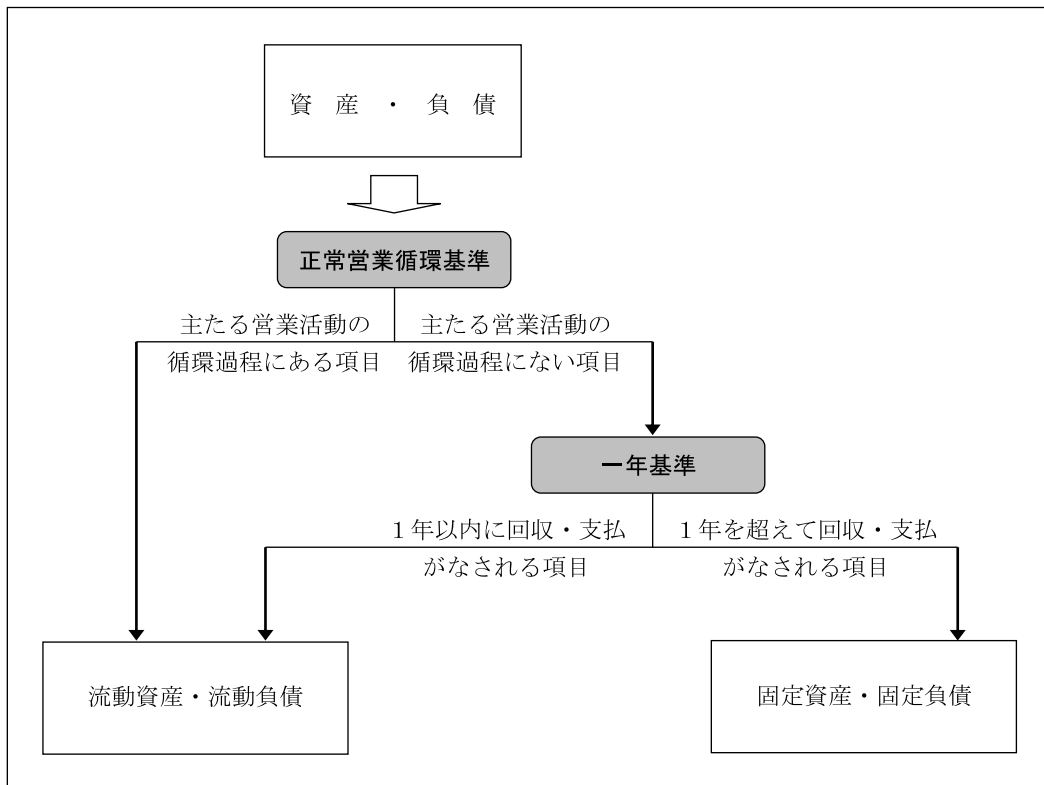
正常な営業循環過程にある ⇒ すべて流動項目



### (2) 一年基準（ワン・イヤー・ルール）

一年基準：貸借対照表日（＝決算日）の翌日から起算して1年以内に回収または支払がなされるものを流動項目とし、1年を超えて回収または支払がなされるものを固定項目とする基準

貸借対照表の作成上は、正常営業循環基準と一年基準が併用されている。すなわち、譲渡価値をもつ資産（繰延資産以外の資産）及び負債は、正常営業循環基準によって主たる営業活動の循環過程にある項目が流動項目とされ、正常営業循環基準によって流動項目とされなかったものは、さらに、一年基準によって流動項目と固定項目とに分類される。



## 第2節 損益計算書

### 目次

#### 1 損益計算書の様式

#### 学習のポイント

損益計算書は、企業の経営成績を外部へ報告する計算書類であり、貸借対照表と同様に、簿記論・財務諸表論ともにその作成能力が求められます。本節では、会社計算規則に基づく損益計算書の様式を紹介します。各論点の学習に先立ち、損益計算書の概要をつかんでおきましょう。

#### □基準

会社計算規則 第88条～94条

#### 📌 ワンポイント

損益計算書は英語ではProfit and Loss Statementであり、一般的にP/Lと略される。

#### 1 損益計算書の様式 **A**

##### 損益計算書

自 ×年×月×日

L株式会社

至 ×年×月×日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		×××
売 上 原 価		×××
売 上 総 利 益		×××
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		×××
営 業 利 益		×××
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	×××	
有 価 証 券 利 息	×××	×××
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	×××	
社 債 利 息	×××	×××
経 常 利 益		×××
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	×××	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	×××	×××
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	×××	
減 損 損 失	×××	×××
税 引 前 当 期 純 利 益		×××
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		×××
法 人 税 等 調 整 額		×××
当 期 純 利 益		×××

会社計算規則に忠実に従えば、左記のように、売上原価と販売費及び一般管理費の明細を表示しない方法になるが、受験上は、次に示す売上原価の内訳と販売費及び一般管理費の明細を表示する方法で損益計算書を作成する場合もある。

売上原価の内訳と販売費及び一般管理費の明細を表示する方法による損益計算書（営業利益まで）

### 損 益 計 算 書

自 ×年×月×日

L株式会社

至 ×年×月×日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		×××
売 上 原 価		
期首商品棚卸高	×××	
当期商品仕入高	×××	
合 計	×××	
期末商品棚卸高	×××	×××
売 上 総 利 益		×××
販売費及び一般管理費		
給 料 手 当	×××	
水 道 光 熱 費	×××	
旅 費 交 通 費	×××	
消 耗 品 費	×××	
減 価 償 却 費	×××	
：	×××	×××
営 業 利 益		×××

### ワンポイント

この方法は、会社法第431条や会社計算規則第3条(公正な会計慣行のしん酌規定)により、財務諸表等規則をしん酌した表示方法である。

## 第3節 株主資本等変動計算書

### 目次

#### 1 株主資本等変動計算書の様式

#### 学習のポイント

株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の増減理由を明らかにする計算書類であり、平成17年から公表が義務付けられるようになりました。本節では、株主資本等変動計算書の様式を紹介しますが、後日取扱う純資産会計を学習した後に、その構造を理解できるようになります。

#### ワンポイント

株主資本等変動計算書は英語ではStatement of Stockholder's equityであり、一般的にS/Sと略される。

#### □基準

会社計算規則 第96条

### 1 株主資本等変動計算書の様式 A

#### (1) 純資産の各項目を横に並べる様式

#### 株主資本等変動計算書

L株式会社

自 ×年×月×日 至 ×年×月×日

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
当期変動額										
新株の発行	×××	×××		×××						×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××
別途積立金の積立						×××	△×××			
当期純利益							×××	×××		×××
自己株式の取得									△×××	△×××
自己株式の処分			×××	×××					×××	×××
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額					
新株の発行					×××
剰余金の配当					△×××
別途積立金の積立					
当期純利益					×××
自己株式の取得					△×××
自己株式の処分					×××
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	×××	×××	×××	△×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××	△×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××

## (2) 純資産の各項目を縦に並べる様式

## 株主資本等変動計算書

L株式会社 自 ×年×月×日 至 ×年×月×日 (単位：千円)

株主資本			
資本金	当期首残高		×××
	当期変動額	新株の発行	×××
	当期末残高		×××
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		×××
	当期変動額	新株の発行	×××
	当期末残高		×××
その他資本剰余金	当期首残高		×××
	当期変動額	自己株式の処分	×××
	当期末残高		×××
資本剰余金合計	当期首残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		×××
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		×××
	当期変動額	剰余金の配当に伴う積立	×××
	当期末残高		×××
その他利益剰余金			
別途積立金	当期首残高		×××
	当期変動額	別途積立金の積立	×××
	当期末残高		×××
繰越利益剰余金	当期首残高		×××
	当期変動額	剰余金の配当	△×××
		別途積立金の積立	△×××
		当期純利益	×××
	当期末残高		×××
利益剰余金合計	当期首残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		×××
自己株式	当期首残高		△×××
	当期変動額	自己株式の取得	△×××
		自己株式の処分	×××
	当期末残高		△×××
株主資本合計	当期首残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		×××
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高		×××
	当期変動額 (純額)		×××
	当期末残高		×××
繰延ヘッジ損益	当期首残高		×××
	当期変動額 (純額)		×××
	当期末残高		×××
評価・換算差額等合計	当期首残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		×××
新株予約権	当期首残高		×××
	当期変動額 (純額)		△×××
	当期末残高		×××
純資産合計	当期首残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		×××

## 第4節 個別注記表

### 目次

- 1 個別注記表の記載事項
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 3 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書に関する注記

### 学習のポイント

個別注記表は個別計算書類の一つであり、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の利用者が利用するために必要となる補足事項や、より深く理解するために必要となる補足事項などが「注記事項」としてまとめられた表です。注記事項は、今後の学習の中で各論点においてその都度学習しますが、本節では、その概要を紹介します。

#### □ 基準

会社計算規則 第98条

#### 📖 用語解説

##### ★1 注記

財務諸表本体の記載事項に関する補足説明の記述であり、財務諸表本体とは別の箇所に記載されるもの

#### 👉 ワンポイント

注記表は、個別計算書類に関するものを「個別注記表」とし、連結計算書類に関するものを「連結注記表」としている。

#### 👉 ワンポイント

貸借対照表、損益計算書または株主資本等変動計算書の末尾に脚注方式で記載することも認められる。

#### 📖 用語解説

##### ★2 関連当事者

ある当事者が他の当事者を支配しているか、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等

##### ★3 連結配当規制適用会社

連結ベースで算出した剰余金の分配可能額が、親会社単体ベースで算出した分配可能額より少ない場合に、連結ベースで算出した額を分配可能額とすることができる制度の適用を受ける会社

### 1 個別注記表の記載事項 A 財のみ

会社法の前身である旧商法下では、様々な注記事項★<sup>1</sup>を貸借対照表や損益計算書の末尾に記載していた。しかし、会計基準の増加等により注記事項が増加し、また、貸借対照表と損益計算書の両方にまたがる事項も増えたことから、会社法においては注記事項を「注記表」として独立させ、一覧表にまとめることとしている。

個別注記表の記載事項は次のとおりであり、該当事項があれば記載が必要となる（計算学習上は下記の★が主に必要となる。）。

- (1) 継続企業の前提に関する注記
- (2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記★
- (3) 会計方針の変更に関する注記★
- (4) 表示方法の変更に関する注記
- (5) 会計上の見積りに関する注記
- (6) 会計上の見積りの変更に関する注記
- (7) 誤謬の訂正に関する注記
- (8) 貸借対照表等に関する注記★
- (9) 損益計算書に関する注記★
- (10) 株主資本等変動計算書に関する注記★
- (11) 税効果会計に関する注記★
- (12) リースにより使用する固定資産に関する注記
- (13) 金融商品に関する注記
- (14) 賃貸等不動産に関する注記
- (15) 持分法損益等に関する注記
- (16) 関連当事者★<sup>2</sup>との取引に関する注記
- (17) 1株当たり情報に関する注記★
- (18) 重要な後発事象に関する注記
- (19) 連結配当規制適用会社★<sup>3</sup>に関する注記
- (20) 収益認識に関する注記
- (21) その他の注記



## 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

会計方針とは、貸借対照表や損益計算書の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続のことであり、重要な会計方針を注記により開示することは、財務諸表利用者が貸借対照表や損益計算書を正しく理解するために必要である。

会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記として、次の事項を掲げている。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- (3) 引当金の計上基準
- (4) 収益及び費用の計上基準
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
(繰延資産の処理方法、ヘッジ会計の処理、消費税等の会計処理等)

### □基準

会社計算規則 第101条

### 3 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書に関する注記



貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書については、次に示すとおり、それぞれに注記事項が定められている。

**□基準**

会社計算規則 第103条

**用語解説**

**★1 関係会社**

当該株式会社の親会社<sup>★2</sup>、子会社<sup>★3</sup>及び関連会社<sup>★4</sup>並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社の総称

**★2 親会社**

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

**★3 子会社**

会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

**★4 関連会社**

会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等(子会社を除く)

**□基準**

会社計算規則 第104条

(1) 貸借対照表等に関する注記

① 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項 (イ) 資産が担保に供されていること (ロ) (イ)の資産の内容及びその金額 (ハ) 担保に係る債務の金額
② 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別または区分ごと一括した引当金の金額
③ 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別または一括した減価償却累計額
④ 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合における、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
⑤ 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務があるときは、当該債務の内容及び金額
⑥ 関係会社 <sup>★1</sup> に対する金銭債権または金銭債務をその金銭債権または金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権または金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額または二以上の項目について一括した金額
⑦ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
⑧ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
⑨ 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額

(2) 損益計算書に関する注記

関係会社 <sup>★1</sup> との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
--

## (3) 株主資本等変動計算書に関する注記

① 当該事業年度の末日における発行済株式の数
② 当該事業年度の末日における自己株式の数
③ 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する次に掲げる事項その他の事項 (イ) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額 (ロ) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合には、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
④ 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数

## □基準

会社計算規則 第105条



# 巻末資料

## 1 割引現在価値等

### (1) 割引現在価値

割引現在価値：将来キャッシュ・フローを現在の貨幣価値に置き換えたもの

現行の会計基準では、貸倒れの見積りにおけるキャッシュ・フロー見積法、リース会計、減損会計、資産除去債務などにおいて、この割引現在価値の知識が前提になっている。

#### 【設例 1】 将来価値

1,000,000円を年利10%で3年間複利運用した場合、3年後の元利合計はいくらになるか。

【解答】 1,331,000円

【計算】

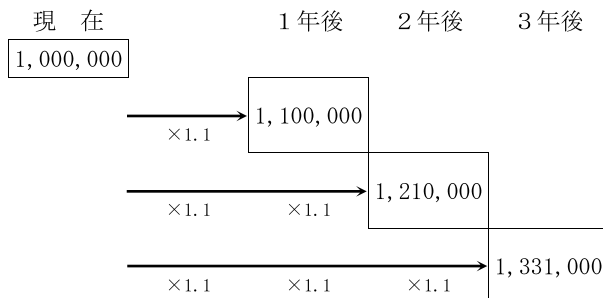
1年後  $1,000,000 \times (1 + 10\%) = 1,100,000$ 円（うち、利息は100,000円）

2年後  $1,100,000 \times (1 + 10\%) = 1,210,000$ 円（うち、利息は110,000円）

3年後  $1,210,000 \times (1 + 10\%) = \underline{1,331,000}$ 円（うち、利息は121,000円）

※ 元利合計 → 元金+利息の合計額

※ 複利運用 → 利息をあらためて元金に組み入れる運用形態



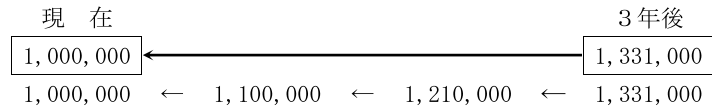
【設例 2】 割引現在価値①

3年後に受取る1,331,000円を割引率10%で割引いた場合、現在価値はいくらになるか。

【解 答】 1,000,000円

【計 算】

$$1,331,000 \div (1 + 10\%) \div (1 + 10\%) \div (1 + 10\%) = 1,000,000 \text{円}$$



※ 割引率とは現在から将来に向けて運用される運用率とは反対の性格であり、将来を起点として現在に割引くため、割引率と呼ばれる。

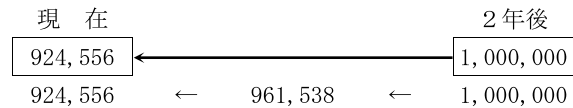
【設例 3】 割引現在価値②

2年後に受取る1,000,000円を割引率4%で割引いた場合、現在価値はいくらになるか（1円未満四捨五入）。

【解 答】 924,556円

【計 算】

$$1,000,000 \div 1.04 \div 1.04 \approx 924,556 \text{円}$$



## (2) 現価係数（複利現価率）

現価係数：将来の各キャッシュ・フローを現在価値に割引くための係数

将来を1とした場合の現在価値が現価係数である。

起点（すなわち1）として計算するため、現価係数は必ず1未満となる。

$$\text{現価係数} : \frac{1}{(1+r)^n} \quad (r : \text{割引率、} n : \text{年数})$$

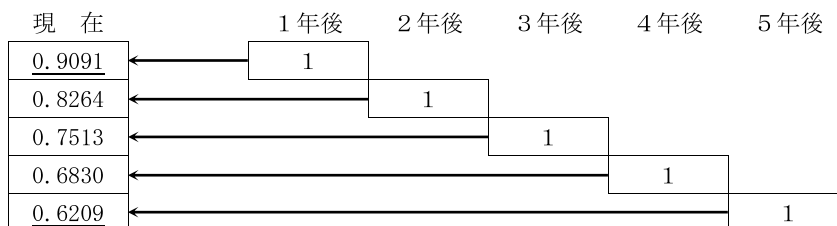
ex. 割引率10%の場合の現価係数

1年	0.9091	$= \frac{1}{1.1 (=1+10\%)}$
2年	0.8264	$= \frac{1}{1.1^2}$
3年	0.7513	$= \frac{1}{1.1^3}$
4年	0.6830	$= \frac{1}{1.1^4}$
5年	0.6209	$= \frac{1}{1.1^5}$

1年後の1,000,000円の現在価値：1,000,000×0.9091＝909,100円

5年後の3,000,000円の現在価値：3,000,000×0.6209＝1,862,700円

※ 割引率10%の場合



(3) 年金現価係数（複利年金現価率）

年金現価係数：現価係数を年数分合計した値

金利等の計算上、分割払・分割受取のことを年金払・年金受取という。

将来キャッシュ・フローが複数年にまたがり、かつ金額が一定である場合、現価係数を合算して割引現在価値を計算することができる。

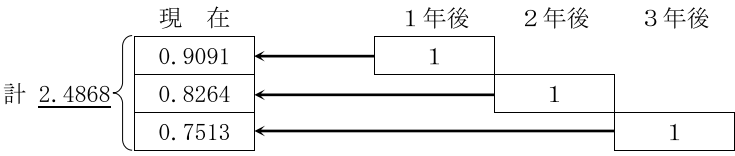
$$\text{年金現価係数} : \frac{1 - \frac{1}{(1+r)^n}}{r} \quad (r : \text{割引率、} n : \text{年数})$$

(注)  $\frac{1 - \frac{1}{(1+r)^n}}{r} = \frac{1}{1+r} + \frac{1}{(1+r)^2} + \dots + \frac{1}{(1+r)^{n-1}} + \frac{1}{(1+r)^n}$

ex. 割引率10%の場合の年金現価係数

1年	0.9091	$= \frac{1}{1.1}$
2年	1.7355	$= \frac{1}{1.1} + \frac{1}{1.1^2}$ $= 0.9091 + 0.8264$
3年	2.4868	$= \frac{1}{1.1} + \frac{1}{1.1^2} + \frac{1}{1.1^3}$ $= 0.9091 + 0.8264 + 0.7513$
4年	3.1698	$= \frac{1}{1.1} + \frac{1}{1.1^2} + \frac{1}{1.1^3} + \frac{1}{1.1^4}$ $= 0.9091 + 0.8264 + 0.7513 + 0.6830$
5年	3.7907	$= \frac{1}{1.1} + \frac{1}{1.1^2} + \frac{1}{1.1^3} + \frac{1}{1.1^4} + \frac{1}{1.1^5}$ $= 0.9091 + 0.8264 + 0.7513 + 0.6830 + 0.6209$

今後、3年にわたり期末に200,000円ずつ受取る場合の現在価値  
 $200,000 \times 2.4868 = 497,360 \text{円} \quad (= 200,000 \times \frac{1}{1.1} + 200,000 \times \frac{1}{1.1^2} + 200,000 \times \frac{1}{1.1^3})$   
 ※ 割引率10%の場合





#### 【設例 4】 割引現在価値③

貸付期間 4 年、債権金額 10,000 千円、利率年 1%、年 1 回後払いの貸付金の現在価値はいくらになるか（割引率 3%、千円未満四捨五入）

$$\frac{100}{1.03} + \frac{100}{1.03^2} + \frac{100}{1.03^3} + \frac{10,100}{1.03^4} = 9,256.5803\cdots \approx 9,257 \text{千円}$$

上記の計算を、現価係数と年金現価係数を用いて行う。

##### [パターン 1]

年金現価係数 (3 年、3%) : 2.8286      現価係数 (4 年、3%) : 0.8885

$$100 \times 2.8286 + 10,100 \times 0.8885 = 9,256.71 \approx 9,257 \text{千円}$$

※  $100 \times \left( \frac{1}{1.03} + \frac{1}{1.03^2} + \frac{1}{1.03^3} \right) + 10,100 \times \frac{1}{1.03^4}$  と考える。

##### [パターン 2]

年金現価係数 (4 年、3%) : 3.7171      現価係数 (4 年、3%) : 0.8885

$$100 \times 3.7171 + 10,000 \times 0.8885 = 9,256.71 \approx 9,257 \text{千円}$$

※  $100 \times \left( \frac{1}{1.03} + \frac{1}{1.03^2} + \frac{1}{1.03^3} + \frac{1}{1.03^4} \right) + 10,000 \times \frac{1}{1.03^4}$  と考える。

##### [パターン 3]

現価係数 (1 年、3%) : 0.9709      現価係数 (2 年、3%) : 0.9426

現価係数 (3 年、3%) : 0.9151      現価係数 (4 年、3%) : 0.8885

$$100 \times (0.9709 + 0.9426 + 0.9151) + 10,100 \times 0.8885 = 9,256.71 \approx 9,257 \text{千円}$$

-2.8286-

または

$$100 \times (0.9709 + 0.9426 + 0.9151 + 0.8885) + 10,000 \times 0.8885 = 9,256.71 \approx 9,257 \text{千円}$$

-3.7171-

(注) 割引計算など端数処理を要する計算をする場合、計算方法等の相違により、計算結果に最小単位（例えば、円単位の問題なら 1 円）程度の相違が生じることがあるが、税理士試験においては通常、次のような配慮のうえ出題がなされている。

- (1) 具体的に端数処理の方法が指示される
- (2) どのように計算しても同じ結果（解答）になる
- (3) 部分的に与えられた数値（計算結果）により判断できる
- (4) 複数解答を認める旨の指示がある

## 2 現価係数表・年金現価係数表

[現価係数表]

	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%	11%	12%	13%	14%	15%
1年	0.9901	0.9804	0.9709	0.9615	0.9524	0.9434	0.9346	0.9259	0.9174	0.9091	0.9009	0.8929	0.8850	0.8772	0.8696
2年	0.9803	0.9612	0.9426	0.9246	0.9070	0.8900	0.8734	0.8573	0.8417	0.8264	0.8116	0.7972	0.7831	0.7695	0.7561
3年	0.9706	0.9423	0.9151	0.8890	0.8638	0.8396	0.8163	0.7938	0.7722	0.7513	0.7312	0.7118	0.6931	0.6750	0.6575
4年	0.9610	0.9238	0.8885	0.8548	0.8227	0.7921	0.7629	0.7350	0.7084	0.6830	0.6587	0.6355	0.6133	0.5921	0.5718
5年	0.9515	0.9057	0.8626	0.8219	0.7835	0.7473	0.7130	0.6806	0.6499	0.6209	0.5935	0.5674	0.5428	0.5194	0.4972
6年	0.9420	0.8880	0.8375	0.7903	0.7462	0.7050	0.6663	0.6302	0.5963	0.5645	0.5346	0.5066	0.4803	0.4556	0.4323
7年	0.9327	0.8706	0.8131	0.7599	0.7107	0.6651	0.6227	0.5835	0.5470	0.5132	0.4817	0.4523	0.4251	0.3996	0.3759
8年	0.9235	0.8535	0.7894	0.7307	0.6768	0.6274	0.5820	0.5403	0.5019	0.4665	0.4339	0.4039	0.3762	0.3506	0.3269
9年	0.9143	0.8368	0.7664	0.7026	0.6446	0.5919	0.5439	0.5002	0.4604	0.4241	0.3909	0.3606	0.3329	0.3075	0.2843
10年	0.9053	0.8203	0.7441	0.6756	0.6139	0.5584	0.5083	0.4632	0.4224	0.3855	0.3522	0.3220	0.2946	0.2697	0.2472
11年	0.8963	0.8043	0.7224	0.6496	0.5847	0.5268	0.4751	0.4289	0.3875	0.3505	0.3173	0.2875	0.2607	0.2366	0.2149
12年	0.8874	0.7885	0.7014	0.6246	0.5568	0.4970	0.4440	0.3971	0.3555	0.3186	0.2858	0.2567	0.2307	0.2076	0.1869
13年	0.8787	0.7730	0.6810	0.6006	0.5303	0.4688	0.4150	0.3677	0.3262	0.2897	0.2575	0.2292	0.2042	0.1821	0.1625
14年	0.8700	0.7579	0.6611	0.5775	0.5051	0.4423	0.3878	0.3405	0.2992	0.2633	0.2320	0.2046	0.1807	0.1597	0.1413
15年	0.8613	0.7430	0.6419	0.5553	0.4810	0.4173	0.3624	0.3152	0.2745	0.2394	0.2090	0.1827	0.1599	0.1401	0.1229
16年	0.8528	0.7284	0.6232	0.5339	0.4581	0.3936	0.3387	0.2919	0.2519	0.2176	0.1883	0.1631	0.1415	0.1229	0.1069
17年	0.8444	0.7142	0.6050	0.5134	0.4363	0.3714	0.3166	0.2703	0.2311	0.1978	0.1696	0.1456	0.1252	0.1078	0.0929
18年	0.8360	0.7002	0.5874	0.4936	0.4155	0.3503	0.2959	0.2502	0.2120	0.1799	0.1528	0.1300	0.1108	0.0946	0.0808
19年	0.8277	0.6864	0.5703	0.4746	0.3957	0.3305	0.2765	0.2317	0.1945	0.1635	0.1377	0.1161	0.0981	0.0829	0.0703
20年	0.8195	0.6730	0.5537	0.4564	0.3769	0.3118	0.2584	0.2145	0.1784	0.1486	0.1240	0.1037	0.0868	0.0728	0.0611

[年金現価係数表]

	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%	11%	12%	13%	14%	15%
1年	0.9901	0.9804	0.9709	0.9615	0.9524	0.9434	0.9346	0.9259	0.9174	0.9091	0.9009	0.8929	0.8850	0.8772	0.8696
2年	1.9704	1.9416	1.9135	1.8861	1.8594	1.8334	1.8080	1.7833	1.7591	1.7355	1.7125	1.6901	1.6681	1.6467	1.6257
3年	2.9410	2.8839	2.8286	2.7751	2.7232	2.6730	2.6243	2.5771	2.5313	2.4869	2.4437	2.4018	2.3612	2.3216	2.2832
4年	3.9020	3.8077	3.7171	3.6299	3.5460	3.4651	3.3872	3.3121	3.2397	3.1699	3.1024	3.0373	2.9745	2.9137	2.8550
5年	4.8534	4.7135	4.5797	4.4518	4.3295	4.2124	4.1002	3.9927	3.8897	3.7908	3.6959	3.6048	3.5172	3.4331	3.3522
6年	5.7955	5.6014	5.4172	5.2421	5.0757	4.9173	4.7665	4.6229	4.4859	4.3553	4.2305	4.1114	3.9975	3.8887	3.7845
7年	6.7282	6.4720	6.2303	6.0021	5.7864	5.5824	5.3893	5.2064	5.0330	4.8684	4.7122	4.5638	4.4226	4.2883	4.1604
8年	7.6517	7.3255	7.0197	6.7327	6.4632	6.2098	5.9713	5.7466	5.5348	5.3349	5.1461	4.9676	4.7988	4.6389	4.4873
9年	8.5660	8.1622	7.7861	7.4353	7.1078	6.8017	6.5152	6.2469	5.9952	5.759	5.5370	5.3282	5.1317	4.9464	4.7716
10年	9.4713	8.9826	8.5302	8.1109	7.7217	7.3601	7.0236	6.7101	6.4177	6.1446	5.8892	5.6502	5.4262	5.2161	5.0188
11年	10.3676	9.7868	9.2526	8.7605	8.3064	7.8869	7.4987	7.1390	6.8052	6.4951	6.2065	5.9377	5.6869	5.4527	5.2337
12年	11.2551	10.5753	9.9540	9.3851	8.8633	8.3838	7.9427	7.5361	7.1607	6.8137	6.4924	6.1944	5.9176	5.6603	5.4206
13年	12.1337	11.3484	10.6350	9.9856	9.3936	8.8527	8.3577	7.9038	7.4869	7.1034	6.7499	6.4235	6.1218	5.8424	5.5831
14年	13.0037	12.1062	11.2961	10.5631	9.8986	9.2950	8.7455	8.2442	7.7862	7.3667	6.9819	6.6282	6.3025	6.0021	5.7245
15年	13.8651	12.8493	11.9379	11.1184	10.3797	9.7122	9.1079	8.5595	8.0607	7.6061	7.1909	6.8109	6.4624	6.1422	5.8474
16年	14.7179	13.5777	12.5611	11.6523	10.8378	10.1059	9.4466	8.8514	8.3126	7.8237	7.3792	6.9740	6.6039	6.2651	5.9542
17年	15.5623	14.2919	13.1661	12.1657	11.2741	10.4773	9.7632	9.1216	8.5436	8.0216	7.5488	7.1196	6.7291	6.3729	6.0472
18年	16.3983	14.9920	13.7535	12.6593	11.6896	10.8276	10.0591	9.3719	8.7556	8.2014	7.7016	7.2497	6.8399	6.4674	6.1280
19年	17.2260	15.6785	14.3238	13.1339	12.0853	11.1581	10.3356	9.6036	8.9501	8.3649	7.8393	7.3658	6.9380	6.5504	6.1982
20年	18.0456	16.3514	14.8775	13.5903	12.4622	11.4699	10.5940	9.8181	9.1285	8.5136	7.9633	7.4694	7.0248	6.6231	6.2593



れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

HL25067